

令和4年9月26日

第15回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 15 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 4 年 9 月 26 日(月)午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権設定分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

16 番 前 田 真 津 美

1 欠席委員

19 番 川 畑 ゆりえ

1 遅刻委員

3 番 田 中 健 一

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員，ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第15回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「15番委員」と「17番委員」を指名いたします。 早速，議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。 次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては，すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは，議案第1号のうち，所有権移転分の1番から4番まで一括審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第1号のうち，所有権移転分の1番から4番については，原案の</p>

委員
議長

とおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の4ページから12ページまでの24件で、うち新規が17件、再設定が7件となっています。

また、農地中間管理事業の利用権設定6件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。

議案書の4ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、12ページの総合計は61筆、73,094㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、48筆、60,932㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

この1番と2番につきましては、会議規則第25条の規定により2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

	<p>(2番委員の復席を確認)</p> <p>次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番について、ご審議願います。</p> <p>この3番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員にて営農状況等の調査を行いました。本日欠席のため、事務局からの報告といたします。</p> <p>それでは、事務局に報告を求めます。</p> <p>新規就農者について、事務局から報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。</p> <p>また、営農計画書については、審議資料の1ページに掲載していますので、併せてご覧ください。</p> <p>3番につきまして、19番委員と38番委員に調査を行っていただきました。</p> <p>申請人は水産会社に勤務していましたが、以前より農業に興味があり、退職を機に就農し、このたび新規就農者となりました。</p> <p>農機具等は自己所有のものと借用するものを使用し、栽培技術・機械の操作については、近隣の農家に教わるため問題はありません。作業に従事するのは、基本的に本人と子、姉の3人です。</p> <p>栽培品目としては、スナップエンドウ、秋カボチャを中心に、年間販売高350万円を目指しており、今後は、規模を拡大し、オクラやジャガイモを栽培する計画です。</p> <p>以上、事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
事務局	
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から12ページ24番ま</p>

では、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 4番は、賃借料が比較的安いと思います。逆に16番は、高いような気がしますが、何か事情がありますか。

事務局 4番の畑は、農作業に適さない形状であるということと、畑かん外ということもあり、貸人の厚意で安くなっています。

16番については、畑かんの水道代も含めた金額であるため、通常よりも割高となっています。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

4番委員 16番の畑の賃借料については、山川小川区の畑かん地内としては、妥当な金額だと思います。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち利用権設定分の4番から24番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の4番から24番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

16番委員 9月9日の転用調査時に、私と25番、26番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から6番までの全てが、売買による申請となっています。いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

また、全ての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから19ページに添付していますので、ご参照いただきまして、

議長

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から14ページ6番まで、一括審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございせんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、1番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございせんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

16番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請は1件で、転用目的は車庫です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、 から南へ230m離れた農地で、東は田、西と南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請地に車庫を建築する計画であり、土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けます。

隣接地の一部は自己所有地であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございせんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

16番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は貸資材置場です。

審議資料の21ページをお開きください。

申請地は、 から北へ100m離れた農地で、東は宅地及び畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に、近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人の代表者で、申請地を取得し、自己が経営する会社への貸資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。構造物などを建設する計画はなく、隣接農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の22ページをお開きください。

申請地は、 から南へ50m離れた農地で、東は宅地、西と南は畑、北は宅地及び公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の23ページをご覧ください。

申請地は、 から東へ240m離れた農地で、東と西は畑、南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、営農への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ310m離れた農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は貸駐車場です。

審議資料の25ページをご覧ください。

申請地は、 から北へ180m離れた農地で、東は雑種地、西は市道、南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、土木建設業等を営む法人の代表者で、申請地を取得し、JRを利用する乗客等への貸駐車場として、整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。
構造物の建設は無く、近隣農地における営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、 から東へ140m離れた農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の27ページをご覧ください。

申請地は、 から北西へ170m離れた農地で、東と南は市道、西は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の28ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ300m離れた農地で、東は宅地、西は畑及び宅地、南は市道、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、防護柵を設置する予定です。

隣接農地との間には、よう壁が設置されており、緩衝地も設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号9番ですが、転用目的は駐車場及び通路です。

審議資料の29ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ80m離れた農地で、東は宅地、南は畑、西と北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に、近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接する宅地も同時に取得し、新築住宅の建設に併せて一体的に利用するために、駐車場及び通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号10番ですが、転用目的は豚舎です。

審議資料の30ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ480m離れた農地で、東は畑及び里道、西は農道及び保安林、南は保安林、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある、農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

また、申請地は、南薩畑地かんがい事業地内であることから、南薩土地改良区より意見書並びに協議書が提出されております。

申請人は、養豚業を営んでいますが、兄弟間で使用貸借を結び、現豚舎の資材を再利用し、新たに豚舎を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、よう壁及び防護柵を設置する予定で、雨水排水路を敷設し、隣接農地との間には、緩衝地を設ける計画であり、周辺農地への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号11番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の31ページをご覧ください。

申請地は、[]から南西へ310m離れた農地で、東は里道、西は畑、南は市道、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある、農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地の北東側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。

隣接地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号12番ですが、転用目的は農業用倉庫です。

審議資料の32ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ570m離れた農用地区域内農地で、東と南は畑、西は農業用施設、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、隣接する農業用施設の用途区分変更が認可された際、農業用施設用地としての区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、野菜の生産及び販売等を行う法人で、本店所在地に隣接する申請地を使用貸借し、資材等を保管するための農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の1番から18ページ12番までを、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

3 番委員	審議資料 2 9 ページ, 議案第 4 号 9 番のその他に, 建物の高さ加減約 3 m とありますが, 転用後は何を建てる計画か教えてください。
事務局	駐車場予定地に, カーポートを設置することになっています。
議長	ほかにご質疑, ご意見等はございませんか。
1 5 番委員	1 1 番について, 住宅の敷地面積が 5 4 2 m ² となっており, 一般住宅の敷地面積の基準を 4 2 m ² 超えています, 何か理由がありますか。
事務局	審議資料の 3 1 ページをご覧ください。申請地の右端部分の一段下がった所に, 利活用が困難な三角形の畑があります。面積を 5 0 0 m ² 以内にしますと, この三角地の畑が残ってしまうということで, 5 0 0 m ² を超えますが, この畑までを含めた申請となっております。
1 5 番委員	わかりました。 今後, 様々なケースで, このように基準を超える案件がある場合は, 報告の際に, 事前に説明をいただきたい。
事務局	はい, そのようにします。
2 番委員	5 番の譲受人である, 有限会社の業種は何ですか。
事務局	土木建設業です。
4 番委員	1 0 番の豚舎について, 住宅から直線で 2 0 0 m の位置に建てる計画ですが, 近隣住民とのトラブル等, 特に問題はないでしょうか。
事務局	今回の申請内容は, 汚水処理施設を更新することから, 現在の豚舎を解体し, 近隣に新たに建て替えるという計画で, 鋼材は既存施設のものを流用するそうです。 代替地も考えましたが, 解体した鋼材の運搬距離が, より短いこの場所を選択し, 今の豚舎とさほど変わらない場所ですので, 環境的には, 何ら問題はないと思われま。
3 1 番委員	1 番の転用目的について, 貸資材置場の定義を教えてください。
事務局	申請人は法人の代表者で, その法人に貸し付けることから, 貸資材置場となっています。
3 1 番委員	法人で申請することもできたと思いますが, どうですか。
事務局	できますが, 今回は, 経費を考慮したうえでの申請者の判断によるものです。
3 1 番委員	許可後は, 何か整備等を行うのか, また, 現地確認等をするのか教えてください。
事務局	資材置場として利用しますので, 現状のまま, 資材等が置かれると思います。 現地確認につきましては, 申請者から完了報告があった時点で, 現地確認を行う予定です。

議長
委員

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長
委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

16番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目面積等は、議案にお示しのとおりです。

審議資料の20ページをお開きください。

申請地は、 から南へ240m離れた農地で、東は用悪水路、それ以外は田に接しています。

申請地は、周囲の土地より低いことから、今回、1.4m程盛土を行い、隣接地との高低差を解消することにより、雨水排水の改善を行いたいというものです。

次に、番号2番から4番までは関連しますので、一括報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目面積等は、議案にお示しのとおりです。

審議資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ490m離れた農地で、東は畑、それ以外は畑及び里道に接しています。

申請地は、周辺農地より高いことから、今回、2.5m程削土を行い、隣接地との高低差を解消することにより、耕作時の利便性及び隣接農地への排水改善を行うというものです。

削土により搬出されます、土につきましては、請負業者が保有し、盛土等の用途に供されることとなります。

以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

委員 議長	<p>それでは、議案第5号の1番から4番までを、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案書の20ページをお開きください。</p> <p>議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。</p> <p>今月は、売渡申出5件と貸付申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の34ページから38ページに掲載しています。</p> <p>続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は21ページになります。</p> <p>今月は、買受申出1件と借受申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは議案第6号農用地あっせん申出について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
2番委員	<p>買受・借受の2番の希望場所は、温泉病院付近の農地になりますか。 また、申出人は、畑を所有し何か耕作しているのか教えてください。</p>
事務局	<p>申出人は、現在、温泉病院近くの畑で、アルバイトとして農業に携わっており、その畑に近い温湯地区内を希望しています。</p> <p>また、知人在住の山川福元地区内の畑を探しています。</p>
2番委員 事務局	<p>温泉病院付近と山川福元地区、両方とも探すということですか。 そうです。</p>

3 2 番委員	買受・借受の申出があった場合は、申出人が、営農できるかどうかを確認していますか。
事務局	確認しています。
議長	2 番の申出人は、知人から耕運機等を借りるようです。 暫時休憩いたします。 休憩前に引き続き会議を開きます。
委員	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
事務局	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の 2 0 ページをお開きください。
	番号 1 は 3 1 番委員と 1 2 番委員。 番号 2 は 3 2 番委員と 1 3 番委員。 番号 3 は 3 7 番委員と 1 8 番委員。
	引き続き、買受・借受希望について申し上げます。議案書の 2 1 ページをお開きください。
	番号 1 は 2 2 番委員と 4 番委員。 番号 2 の温湯地区は 2 5 番委員と 2 6 番委員。山川福元地区は 2 0 番委員と 2 番委員。
議長	以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 (各委員了解あり)
	それでは、議案第 6 号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 7 号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第 7 号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は 2 2 ページから 2 5 ページになります。 今回の対象地域は、指宿商業高校第 2 グラウンド周辺と小牧地区の農用地区域外周部分になります。

	<p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> <p>その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。</p> <p>よって、35筆35,810㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p> <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第7号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p> <p>ほかにごございませんか。</p>
31番委員	<p>農地法の改正に伴い、下限面積の条件が撤廃された場合、新規就農への影響として、何が考えられますか。</p>
事務局	<p>下限面積が撤廃されますと、農家以外の方が、農地を購入できるようになりますので、新たに別な制限を設けなければなりません。現在は、その制限内容について精査をしている段階です。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>ほかになければ、その他に入ります。</p>

事務局

その他について、事務局の説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。

その他（議案書26ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 9月の行事報告
3. 10月の行事予定等
4. その他

(1) 県有財産入札結果報告

(2) その他

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これもちまして、第15回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会午後3時34分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員15番委員

議事録署名委員17番委員

